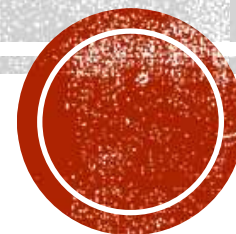


熊本地震から見える災害時の 障がい児者支援について

～相談支援の視点から～



特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク

ふじさわ基幹相談支援センター えぼめいく 所長

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 事務局長

吉田 展章

熊本地震

○2016年4月14日 21時26分 震度7

○2016年4月16日 1時25分 震度7

(阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震につぐ4回目、5回目)

○2016年4月26日

熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する法令発令

(地方公共団体の実施する災害復旧事業への国庫補助など)

○2016年4月28日

特定非常災害特別措置法に基づき「特定非常災害」指定

(運転免許証などの期限延長などの特別措置)

○2016年5月10日

大規模災害からの復興に関する法律に規定する「非常災害」指定

(各種インフラの復旧事業を自治体に代わり国が支援、代行)



被災地支援に至る経過

- 熊本県内の相談支援専門員、及び九州四国地方の相談支援専門員に連絡
（被害状況と現地での様子を確認する。余震が続いている状況なので、外部からの
応援は様子を見ている状況）
- 具体的な支援内容と被災地の声を集約
（現地での支援体制を検討）
- 熊本県相談支援専門員協会及び熊本市より支援要請
（支援内容と開始時期を具体的に検討）
- 日本相談支援専門員協会として、3名が現地に入ることを確認
- 日本財団、協働プラットフォームとの連携体制を確認

支援目的と内容

1. 被災した地域の障がい福祉行政機能へのサポート
2. 被災した地域の障がい福祉サービス提供機能のサポート

熊本地震での特徴

- 地震による建物倒壊などの被害
- 精神的不安（喪失感だけではなく漠然とした不安）
- 局地的な被災（断層による地震）
- サービス等利用計画の実施
- 目に見えない被災（電気、ガス、水道などのライフライン）

支援活動

○4月21日（木）羽田空港より福岡空港へ。

- 以前の被災地支援の経験から、被災地における生活必需品の中で医療的ケアが必要な方にとって不足することが予想される物品を調達

＜エンシュアリキッド、テルモシリンジ、テルモカテーテルチップシリンジ用おしりふき、蒸留水、ジェイフィード注入器、ジェイフィード栄養セット＞

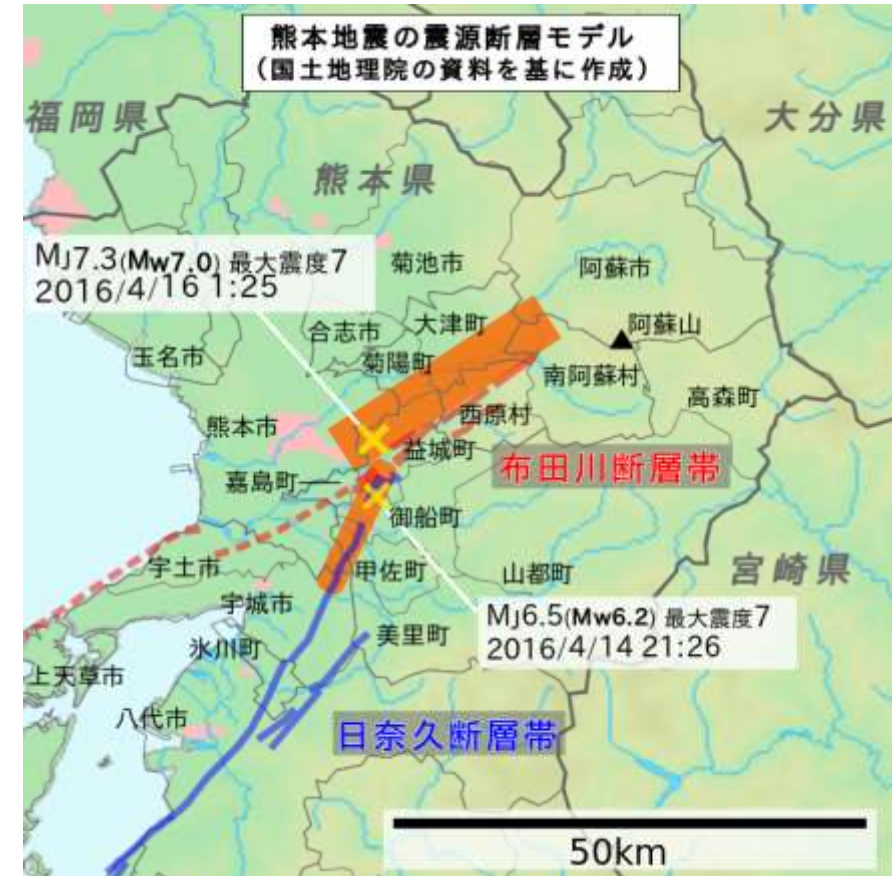
- 福岡市内でレンタカーに乗り換え、熊本県山鹿市にある「愛隣館」へ
⇒被災状況やインフラ状況の情報を入手
- 被災地支援拠点となる熊本市西区のトレーラーハウスにて、ミーティング
⇒協働プラットフォームと確認事項や今後の活動方針を共有



支援活動

○4月22日（金）

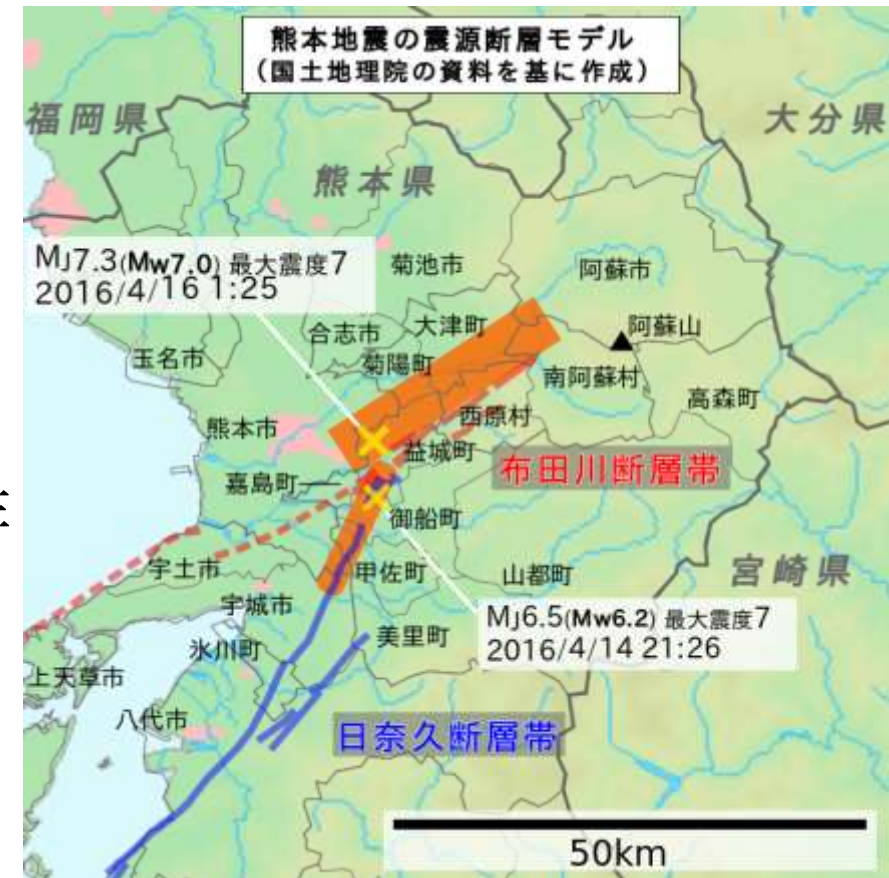
- 熊本市障害福祉課にて、今後の支援体制や方法を説明
- 現地ニーズの聞き取りを行う
- 支援物資を届けにクリニックや事業所を回る
- 熊本県社会福祉事業団にて状況確認（福祉避難所の状況など）
- 熊本県障害福祉課にて、今後の支援体制や方法を確認
- 熊本市内の相談支援事業所とミーティング
- 益城町を所轄している御船保健福祉事務所訪問



支援活動

○以降、行政機関とニーズのすり合わせを頻繁に行い、熊本市自立支援協議会相談支援部会を開催。今回の支援に関して協力を求めるなど、活動を展開。

- 関係団体や支援団体との情報交換や状況確認など
- 避難所での入浴介助や訪問入浴などの調整
- 重心の方への戸別訪問に同行
- 避難所としてのトレーラーハウスの活用に関して、環境庁や住宅課との折衝
- 戸別訪問に関するマッピングデータや資料作成に関して調整
- 東区拠点事務所の設置
- 4月29日より熊本市東区を中心に戸別訪問を開始
- 同時に、益城町、西原村、嘉島町を県職員と訪問し支援活動の展開を進める
- その他必要に応じて対応



新たな気づき

○行政機能の低下

- ・ 支援要請が出せる仕組みづくり
- ・ 支援拠点機能（災害時における費用の確保や派遣費用など）
- ・ 災害時における応急的な制度利用（障がい福祉サービスや介護保険サービス）
- ・ 情報収集と発信機能
- ・ 要援護者リストの見直しと対象者リスト

○福祉避難所のあり方

- ・ 緊急的な福祉避難所機能（物資の確保や運搬など）
- ・ 水や食料、物資の配り方への配慮
- ・ 福祉避難所との協定内容
- ・ 人的確保
- ・ 車中での生活に対する対応（食事や物資の運搬が届かない・・・）
- ・ 医療的ケアの必要な方への避難場所（福祉ゾーン、福祉避難所、トレーラーハウス、など）

新たな気づき

○災害時備蓄

- ・簡易トイレ（車いす用の手すり、オストメイトなど）
- ・医療的ケアが必要な方への医療関連物資（ネブライザーなど）
（一時的なレンタルなど費用面での支援も必要）
- ・自衛隊による大規模な集中支援と細やかな支援の組み合わせ
（入浴、食事や物資の運搬、感染症の予防など）

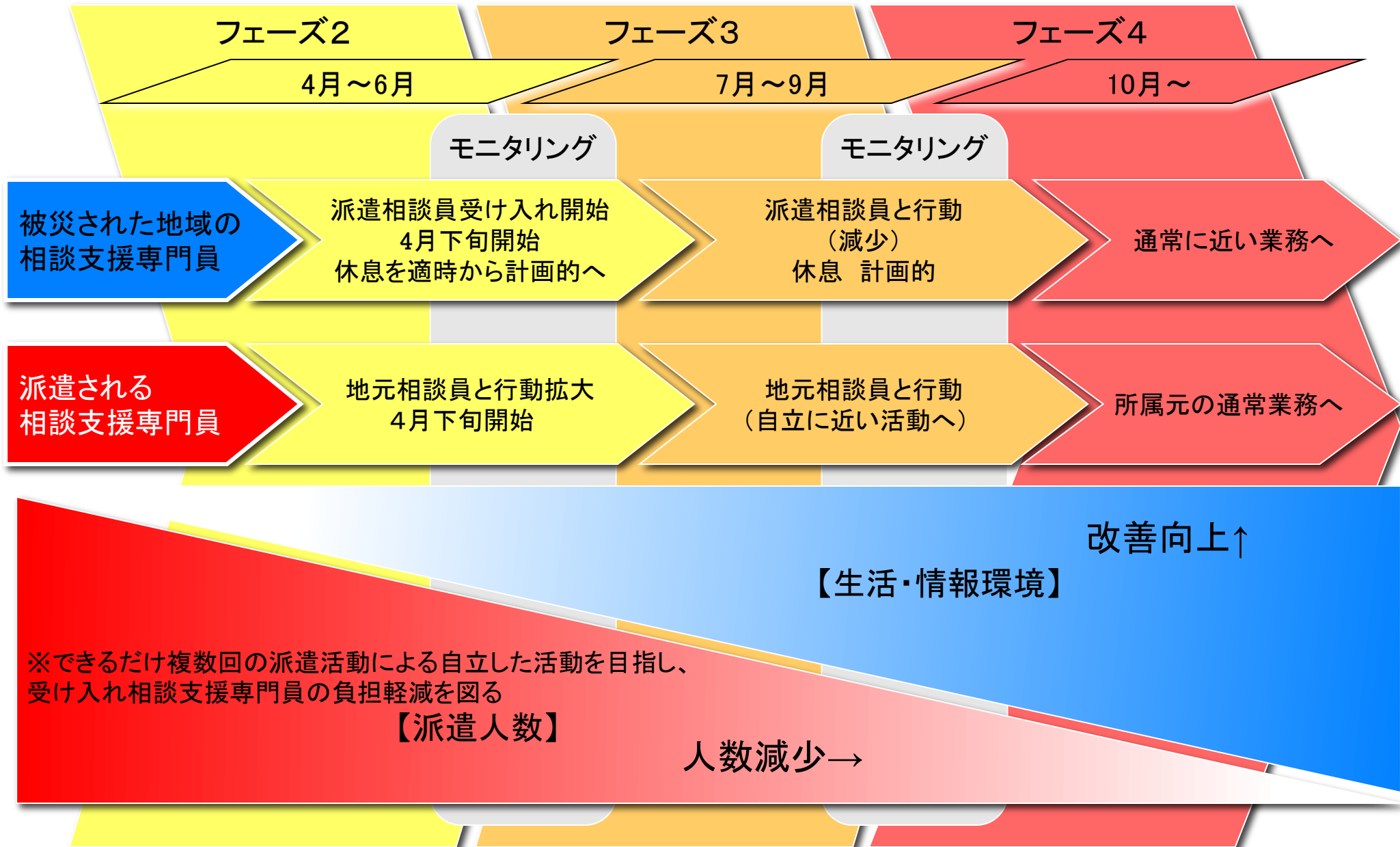
○日頃からの協力体制

- ・障がいや病気、高齢者や児童、といった枠を超えたつながりを持てる地域づくり
（藤沢型地域包括ケアシステム）

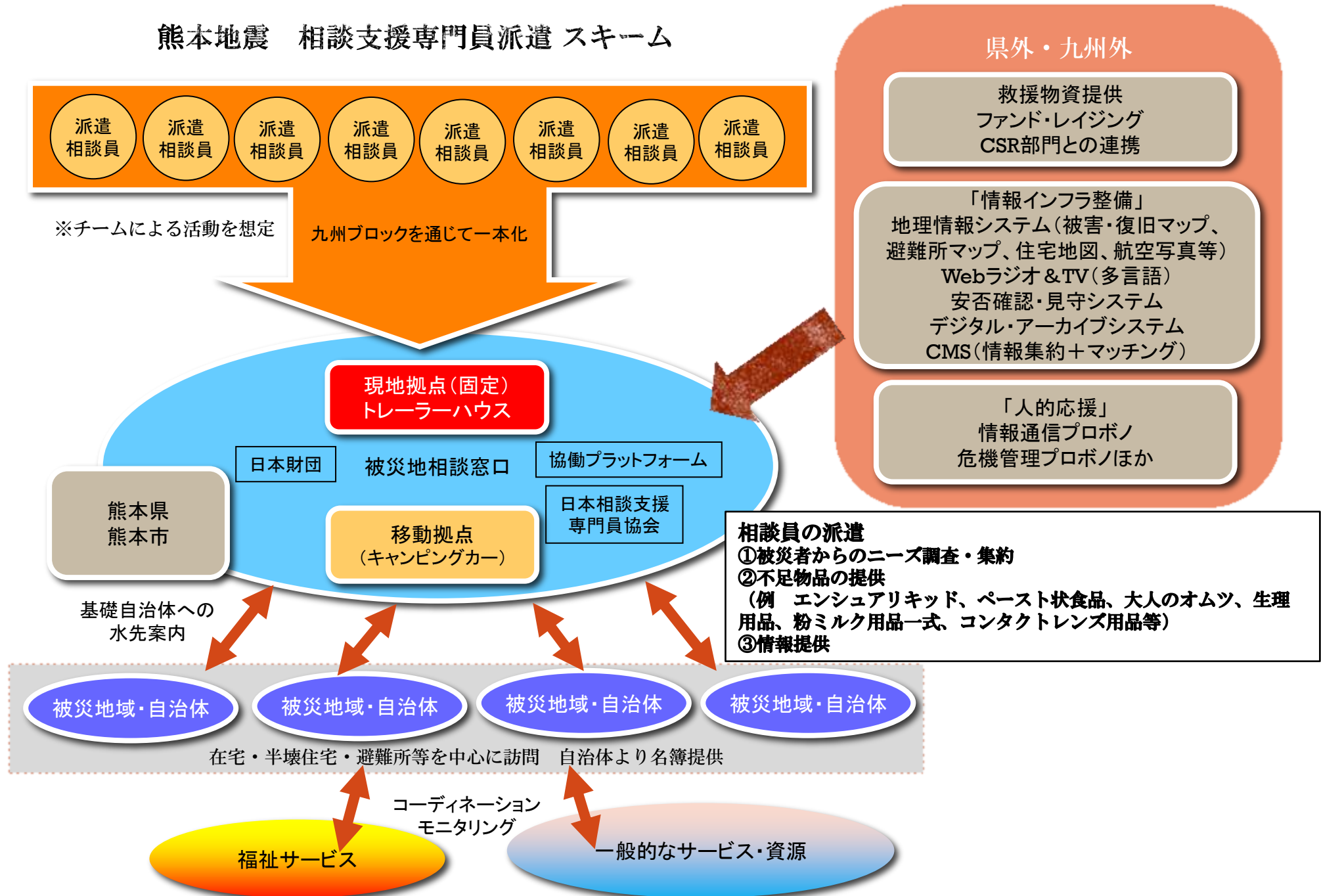
○相談支援事業

- ・サービス等利用計画や介護保険によるケアマネージメントが、速やかな安否確認や全戸訪問につながっていく

相談支援専門員派遣 全体的流れ







熊本地震 相談支援専門員派遣 スキーム



相談支援専門員派遣 受入れ体制 (編成)

被災地相談員4名の例

Aチーム	Bチーム	Cチーム	Dチーム	
 被災地 相談員A	 被災地 相談員B	 被災地 相談員C	 被災地 相談員D	
派遣 相談員1-1	派遣 相談員1-2	派遣 相談員1-3	派遣 相談員1-4	1週目
派遣 相談員2-1	派遣 相談員2-2	派遣 相談員2-3	派遣 相談員2-4	2週目
派遣 相談員3-1	派遣 相談員3-2	派遣 相談員3-3	派遣 相談員3-4	3週目

※移動日は、開設状況により変更 ※派遣チームは原則2名、4名の単位

※相談員数×派遣員 1:1 ローテーションで原則3～4日間活動

各派遣チーム編成方法



複数回派遣者がいないため、活動地域の受け入れ負担が大きい。
経験や情報が蓄積されない。

※初回派遣時は除外のモデル

チーム

単発派遣者

※単独での活動は危険度も高く、聞き取り漏れなどミスも多くなる。

チーム

※指示でした動けずお荷物になる

単発派遣者

単発派遣者

単発派遣者

単発派遣者

活動地域



複数回派遣者がいるため活動地域の負担が少ない。経験や情報が共有され活動への相乗効果が期待できる。

※2回目以降の派遣モデル

チーム

複数回派遣者

単発派遣者

チーム

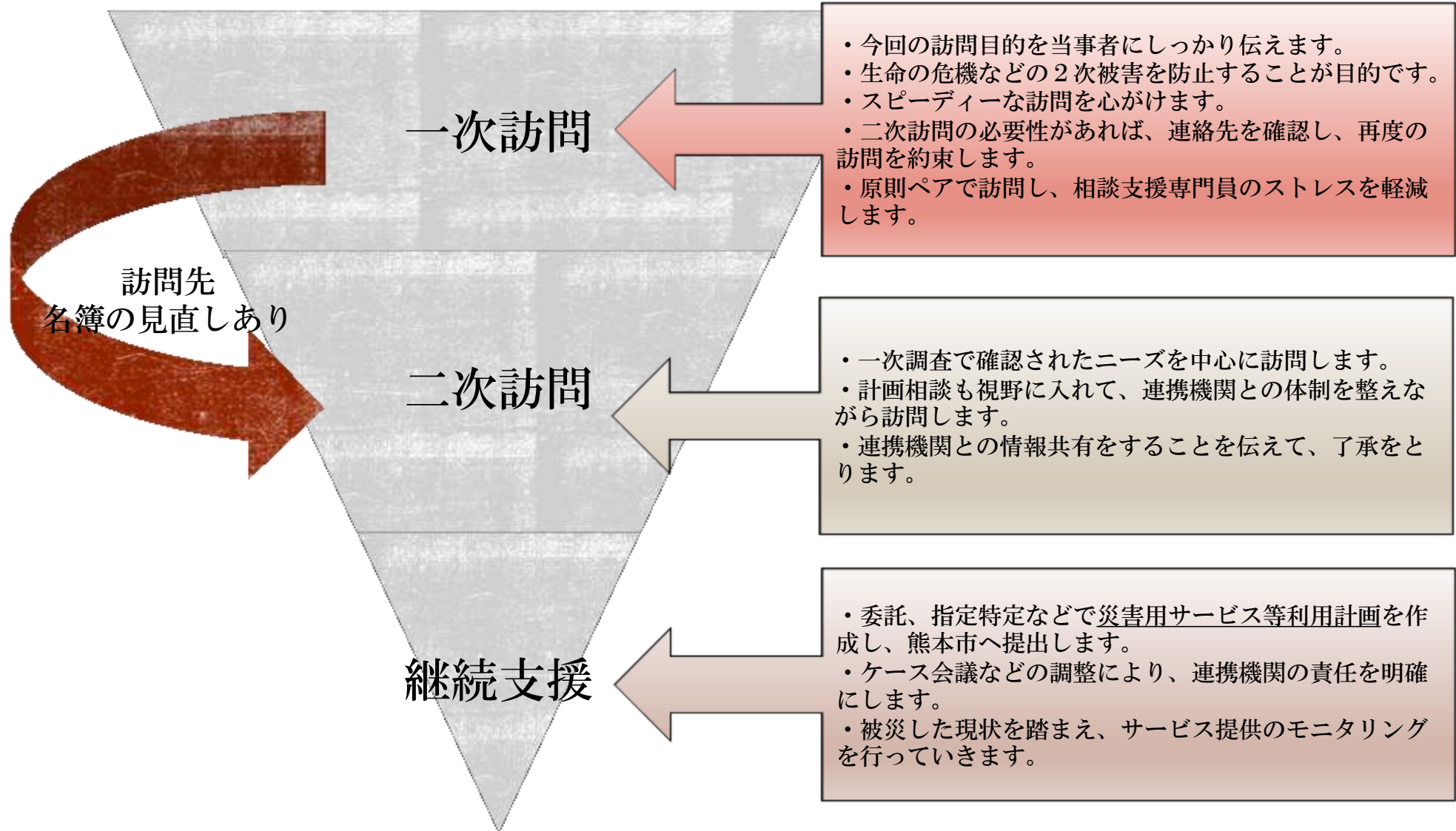
複数回派遣者

単発派遣者

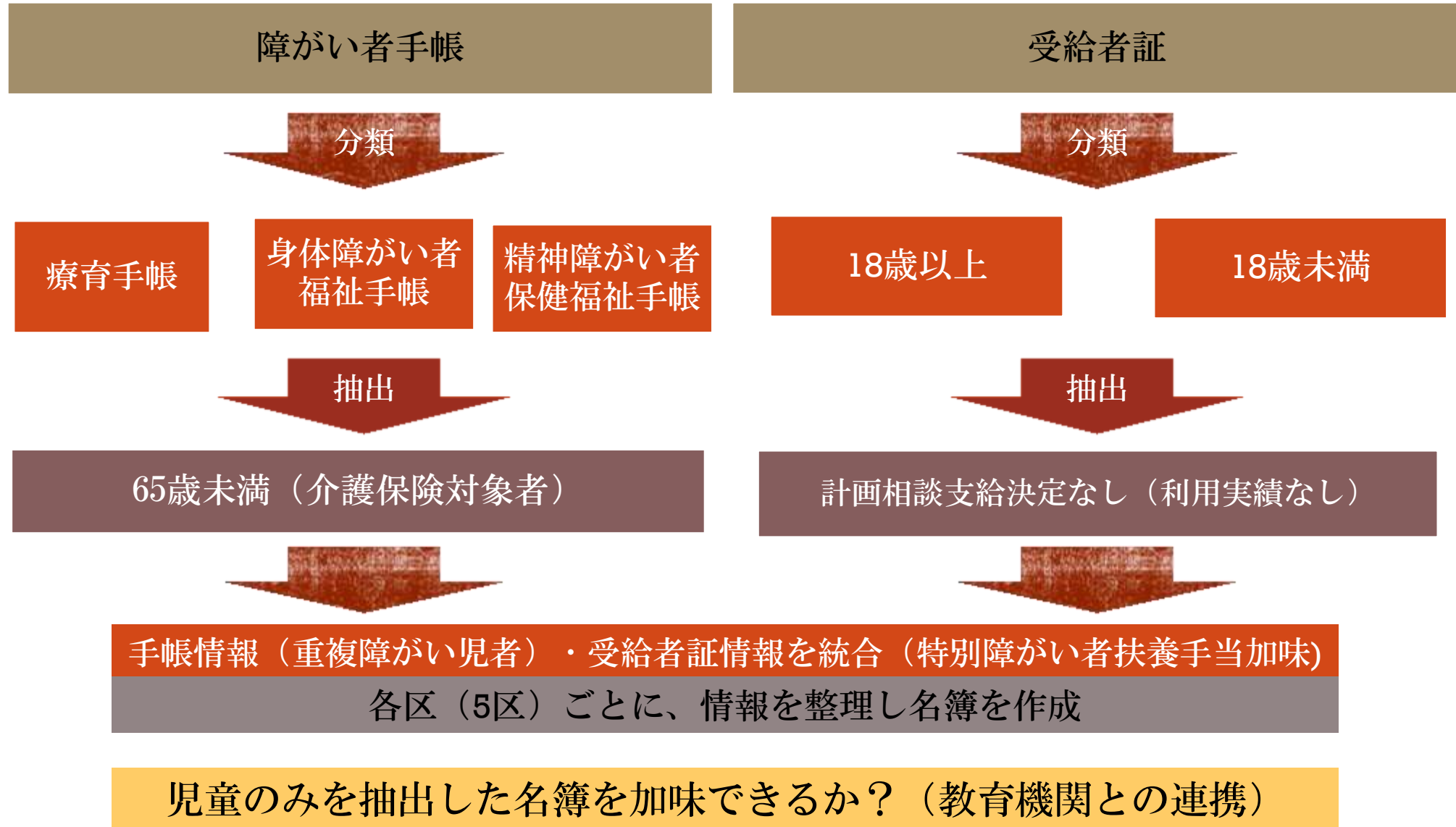
単発派遣者

単発派遣者

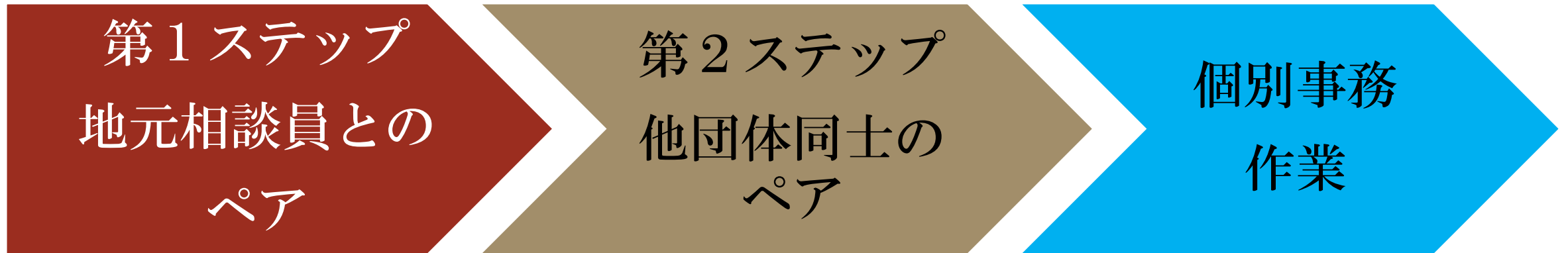
戸別訪問の流れと留意事項



名簿ソート手順

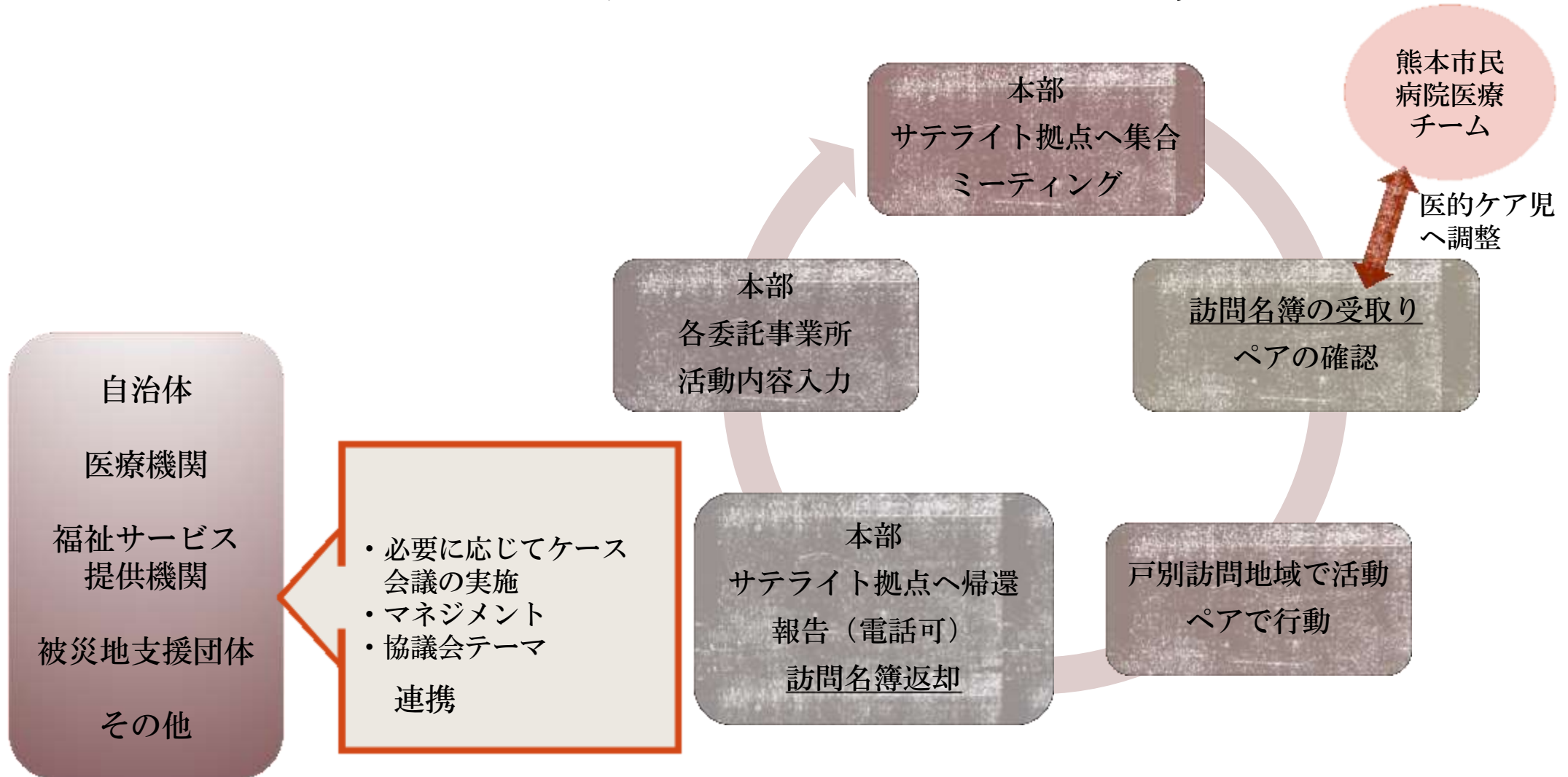


戸別訪問ペアのマッチング方法

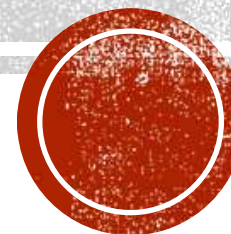


- 名簿の乱用やSNSなどへの流出リスクをできるだけ低減するための方法です。
- 地元相談支援専門員の土地勘や情報を有効に活用します。
- 外部からの派遣終了後を意識した活動を心がけます。
- 多団体（初対面）同士がペアとなることで、お互いの牽制関係を作り乱用・流出リスクを低減します。
- 奇数人数や単独が生じた場合は、事務作業か3名のペアを作ります。

戸別訪問 1日の流れ



參考資料



熊本震災 日本相談支援専門員協会派遣状況報告書

【別紙①】

派遣月	派遣日	派遣人数
4月	21日	3名
4月	22日	3名
4月	23日	3名
4月	24日	4名
4月	25日	5名
4月	26日	7名
4月	27日	6名
4月	28日	7名
4月	29日	8名
4月	30日	7名
	10日	53名

派遣月	派遣日	派遣人数
5月	1日	9名
5月	2日	4名
5月	3日	4名
5月	4日	5名
5月	5日	7名
5月	6日	9名
5月	7日	7名
5月	8日	5名
5月	9日	5名
5月	10日	6名
5月	11日	7名
5月	12日	6名
5月	13日	7名
5月	14日	5名
5月	15日	8名
5月	16日	9名
5月	17日	10名
5月	18日	5名
5月	19日	3名
5月	20日	2名
5月	21日	2名
5月	22日	3名
5月	23日	10名
5月	24日	11名
5月	25日	11名
5月	26日	8名
5月	27日	5名
5月	28日	2名
5月	29日	6名
5月	30日	10名
5月	31日	10名
	31日	201名

派遣月	派遣日	派遣人数
6月	1日	13名
6月	2日	10名
6月	3日	8名
6月	4日	3名
6月	5日	1名
6月	6日	2名
6月	7日	2名
6月	8日	2名
6月	9日	1名
6月	10日	2名
6月	11日	1名
6月	12日	1名
6月	13日	1名
6月	14日	1名
6月	15日	2名
6月	16日	2名
6月	17日	2名
6月	18日	0名
6月	19日	0名
6月	20日	1名
6月	21日	1名
6月	22日	1名
6月	23日	1名
6月	24日	0名
6月	25日	0名
6月	26日	0名
6月	27日	2名
6月	28日	2名
6月	29日	1名
6月	30日	1名
	30日	64名

派遣実績内容	
派遣実人数	64名
派遣延べ人数	318名
1日派遣平均	4.5人
派遣県(全国)	19県

日本相談支援専門員協会 戸別訪問集計表

【別紙③】

期 間 4月29日から6月9日

地区	戸別訪問 総数（人）	確認済	未確認 フライヤー投函	合計	再調査 二次調査	進捗率	相談員数 （述べ）	電話相談
熊本市	9,011							
熊本市東区	2,554	1,444	1,110	2,554	85	100.0%	292	11
熊本市南区	1,439	751	688	1,439	64	100.0%	128	0
熊本市西区	1,096	647	451	1,098	30	100.2%	190	
熊本市中央区	2,116	676	871	1,547	31	73.1%	136	
熊本市北区	1,774	中央区終了時に開始						
市外	32	未実施						
熊本市合計	9,011	3,518	3,120	6,638			746	

期 間 5月11日から5月19日

益城町	753	448	305	753	37	100.00%	144	7
-----	-----	-----	-----	-----	----	---------	-----	---

総合計	9,764	3,966	3,425	7,391	247		1,636	
-----	-------	-------	-------	-------	-----	--	-------	--

派遣者延べ人数

相談受付票〔避難所名〕

平成23年 月 日

お名前等	相談者 フリガナ		男 年齢
	要支援者 フリガナ		女 年齢
避難前の住所及び避難所内の場所(目印)	〒	ジェノグラム (男：□、女：○、要支援者本人：二重線)	
	連絡方法 (携帯電話番号等)		
困っていること・してほしいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉 ・医療 ・就労 ・住居 		
	医療についての希望	受けていた医療、服薬内容 ※保険証を所持しているか ※アレルギーなど留意点	
ADLの状況など			
障害の状況		手帳の有無・程度 ※所持しているか 無・身・知・精	
利用しているサービス	種類・量 ※受給者証所持しているか 事業者名・連絡先など		
お聞きした内容について、必要に応じて行政機関や他のサービス事業所に提供することについて相談者及び要支援者に説明をして了解をえた。		了解の状況を記載	

No. _____

面接者 _____

相談受付票(裏面)

面接者の所見	緊急対応の必要	無・有
	入院・入所・ショートステイの必要	無・有 ※手配すべきサービスの種類など
支援方針	サービス調整が必要	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス ※内容 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療機関への受診 <input type="checkbox"/> こころのケアチーム <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 行政への手続きへの支援 <input type="checkbox"/> その他
		<input type="checkbox"/> 傾聴のみ(終了) <input type="checkbox"/> 避難前の行政機関へ引継ぎ <input type="checkbox"/> 避難所所在地の行政機関へ引継ぎ <input type="checkbox"/> その他
実施責任について参考事項	要支援者本人の今後の生活地についての希望など	
留意事項		

No. _____

訪問不在者宅 周知フライヤー

熊本地震の被災によって避難所や被災した住宅にお住まいの、
障害のある方やそのご家族の皆様へ

ふくしの相談はこちらへ!

ご家族やご親族、ご本人との関係のある方からの相談もお受けします。

熊本地震で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。



相談支援専門員があなたの相談をお受けします。

避難所や被災された住宅で適切な福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員が、相談をお受けし、必要な関係機関との調整“つなぎ”を行います。

おひとりおひとりの困り感に寄り添いながら、お話をうかがいます。

日本相談支援専門員協会(N S K)の派遣相談支援専門員が、地元の相談員さんと一緒に相談にあたります。

避難所や被災したお住まいでも相談を受けることができます。

今回の地震により被災され、現在避難所や被災された住宅にお住まいの障害のある方も、生活に必要な公的福祉サービスを受けることができます。

今まで、公的な福祉サービス（障害福祉サービスなど）を利用していなかった方が、これから新たにサービスを利用する事も可能です。



どんなことでも結構です。
ご本人・家族だけで抱え込まないで下さい。
まずは、みなさまのお話をうかがいます。

”困ったな”、”どうしよう”と感じたら、下記へご連絡ください。

熊本県相談支援事業連絡協議会・NSK災害派遣合同チーム

訪問もします!

日本相談支援専門員協会 災害派遣”西区”事務所

熊本市西区春日7丁目27-55
(熊本大同青果 西側)
TEL: 080-3526-4189

日本相談支援専門員協会 災害派遣”東区”事務所

熊本市東区长嶺南2丁目3番2号
(熊本県身体障がい福祉センター2階)
TEL: 080-4361-8289

電話相談受付時間: 9:00~17:30

協力: 日本財団 協働プラットフォーム